

改正案

現行

（特許法の準用）  
 第十七条 特許法第四十七条第二項（審査官の資格）、第四十八条（審査官の除斥）、第五十二条（査定的方式）及び第五十四条（訴訟との関係）の規定は、商標登録出願の審査に準用する。  
 この場合において、同法第五十四条第一項中「審決」とあるのは、「登録異議の申立て」についての決定若しくは審決」と読み替えるものとする。

（特許法の準用）  
 第十七条 特許法第四十七条第二項（審査官の資格）、第四十八条（審査官の除斥）、第五十二条（査定的方式）及び第五十四条（訴訟との関係）の規定は、商標登録出願の審査に準用する。

（登録料）

（登録料）

第四十条（略）

第四十条（略）

3 前二項の規定は、国に属する商標権には、適用しない。

3 前二項の規定は、国又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）であつてその業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに属する商標権には、適用しない。

4 第一項又は第二項の登録料は、商標権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらに規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、国と前項の政令で定める独立行政法人との共有又は同項の政令で定める独立行政法人の共有に係る商標権には、適用しない。  
 5 第一項又は第二項の登録料は、商標権が国等（国又は第三項の政令で定める独立行政法人をいう。第七十六条第三項及び第五項において同じ。）と国等以外の者（国及び第三項の政令で定める独立行政法人以外の者をいう。以下この項及び同条第五項において同じ。）との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらに規定する登録料の金額に国等以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国等以外の者がその額を納付しなければならない。

5・6（略）

6・7（略）

(登録料の分割納付)  
第四十一条の二 (略)

2) 4 (略)

5 第四十条第三項から第五項までの規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

6 (略)

(特許法の準用)

第五十六条 特許法第三百一十一条第一項、第三百一十一条の二第一項、第三百二十二条から第三百三十二条の二まで、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条から第三百五十八条まで、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条並びに第三百六十七条から第三百七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第三百一十一条の二第一項中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における同項第三号に掲げる請求の理由についてされる」とあるときは、「商標法の規定による審判長の許可があつたとき」とあるのは、「商標法第四十六条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法第五十六条第一項において準用する特許法第三百一十一条第一項第三号に掲げる請求の理由についてされる」と、同法第三百二十二条第一項及び第三百六十七条中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第四百四十五条第一項及び第三百六十九条第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第二項、第五十三条第一項又は第五十三号中「当事者若しくは参加人」とあるのは、「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは、「当事者、参加人又は登録異議申立人」

(登録料の分割納付)  
第四十一条の二 (略)

2) 4 (略)

5 第四十条第三項から第六項までの規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

6 (略)

(特許法の準用)

第五十六条 特許法第三百一十一条第一項及び第二項、第三百二十二条から第三百三十二条の二まで、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条から第三百五十八条まで、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条並びに第三百六十七条から第三百七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第三百二十二条第一項、第四百四十五条第一項、第三百六十七条及び第三百六十九条第一項中「商標法第四十六条第一項又は第三百二十五条の二第一項」とあるのは、商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三号第一項又は第五十三条の二第一項と、同法第三百六十一条中「第三百二十一条第一項」とあり、及び同法第三百六十九条第三項中「第三百二十一条第一項又は第三百二十六条第一項」とあるのは、「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項」と読み替えるものとする。

と、同法第六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項の審判」と、同法第六十八条第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

2 (略)

(審判の規定の準用)

第六十条の二 第四十三條の三、第四十三條の五から第四十三條の九まで、第四十三條の十二から第四十三條の十四まで、第五十六條第一項において準用する特許法第三百一十一條第一項、第三百一十一條の二第一項本文、第三百二十二條第三項、第五百四十四條、第五百五十五條第一項及び第五百五十六條並びに第五十六條第二項において準用する同法第五百五十五條第三項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

2・3 (略)

(特許法の準用)

第六十一条 特許法第七十三条(再審の請求期間)並びに第七十四條第二項及び第四項(審判の規定等の準用)の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第七十三條第一項及び第三項から第五項までの規定中「審決」とあるのは「取消決定又は審決」と、同法第七十四條第二項中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判」と読み替えるものとする。

(審決等に対する訴え)

第六十三條 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)

2 (略)

(審判の規定の準用)

第六十条の二 第四十三條の三、第四十三條の五から第四十三條の九まで、第四十三條の十二から第四十三條の十四まで、第五十六條第一項において準用する特許法第三百一十一條第一項及び第二項、第三百二十二條第三項、第五百四十四條、第五百五十五條第一項並びに第五百五十六條並びに第五十六條第二項において準用する同法第五百五十五條第三項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

2・3 (略)

(特許法の準用)

第六十一条 特許法第七十三条(再審の請求期間)並びに第七十四條第三項及び第五項(審判の規定等の準用)の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第三項中「第二百二十三條第一項又は第二百二十五條の二第一項」とあるのは、「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二」と読み替えるものとする。

(審決等に対する訴え)

第六十三條 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)及

第七百七十九条から第八十条の二まで（被告適格、出訴の通知及び審決取消訴訟における特許庁長官の意見）、第八十一条第一項及び第五項（審決又は決定の取消し）並びに第八十二条（裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第七十八条第二項中「当該審判」とあるのは、「当該登録異議の申立てについての審理、審判」と、同法第七十九条中「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二の審判」と読み替えるものとする。

（登録料）

第六十五条の七（略）

2（略）

3 第四十条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

（指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則）

第六十九条 指定商品又は指定役務が二以上の商標登録又は商標権についての第十三条の二第四項（第六十八条第一項において準用する場合を含む）、第二十条第四項、第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第四十三条の三第三項、第四十六条第二項、第四十六条の二、第五十四条、第五十六条第一項において若しくは第六十一条において準用する同法第七十四条第二項においてそれぞれ準用する同法第三十二条第一項、第五十九条、第六十条、第七十一条第一項第一号又は第七十五条第二項第四号の規定の適用については、指定商品又は指定役務ごとに商標登録がされ、又は商標権があるものとみなす。

（手数料）

第七十六条（略）

第七百七十九条から第八十二条まで（被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消し及び裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第七十九条中「第二百二十二条第一項若しくは第二百二十五条の二第一項」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二」と読み替えるものとする。

（登録料）

第六十五条の七（略）

2（略）

3 第四十条第三項から第六項までの規定は、前二項の場合に準用する。

（指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則）

第六十九条 指定商品又は指定役務が二以上の商標登録又は商標権についての第十三条の二第四項（第六十八条第一項において準用する場合を含む）、第二十条第四項、第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第四十三条の三第三項、第四十六条第二項、第四十六条の二、第五十四条、第五十六条第一項において若しくは第六十一条において準用する同法第七十四条第三項においてそれぞれ準用する同法第三十二条第一項、第五十九条、第六十条、第七十一条第一項第一号又は第七十五条第二項第四号の規定の適用については、指定商品又は指定役務ごとに商標登録がされ、又は商標権があるものとみなす。

（手数料）

第七十六条（略）

2 (略)

3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

4 商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

5 8 (略)

(特許法の準用)  
第七十七条 (略)

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第九十四条(手続)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第六条第一項第一号中「出願審査の請求」とあるのは「登録異議の申立て」と、同法第七条第四項中「相手方が請求した審判又は再審」とあるのは「その商標権若しくは防護標章登録に基づく権利に係る登録異議の申立て又は相手方が請求した審判若しくは再審」と、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一

2 (略)

3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が商標権、商標登録出願により生じた権利若しくは防護標章登録に基づく権利を共有する国と第四十条第三項の政令で定める独立行政法人であるとき、又はこれらの権利を共有する同項の政令で定める独立行政法人であるときは、適用しない。

5 商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利が国等と国等以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国等と国等以外の者が自己の商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国等以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国等以外の者がその額を納付しなければならない。

6 9 (略)

(特許法の準用)  
第七十七条 (略)

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第九十四条(手続)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「第二百一十一条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項」と、同法第十四条中「第二百一十一条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項」と、同法第十七条第三項中「二 手続がこの法律又はこの法律に基づ

二

項若しくは第四十五条第一項の審判」と、同法第十四条中「絶対査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項の審判」と、同法第十七条第三項中「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」とあるのは

- 「二 手続がこの法律又はこの法律に
- 「二の二 手続について商標法第四十

基づく命令で定める方式に違反しているとき。

条第二項の規定による登録料又は同法第四十一条の二第二項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料（商標法

第四十三条第一項又は第二項の規定により納付すべき割増登録料を含む。）を納付しないとき。」と、同法第十八条の二第一

項中「できないもの」とあるのは「できないもの（商標法第五条の二第一項各号（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に該当するものを除く。）」と、同法第二十三条第一項及び第二十四条中「審判」とあるのは「登録異議の申立てについての審理及び決定、審判」と、同法第九十四条第一項中「審判」とあるのは「登録異議の申立て、審判」と読み替えるものとする。

3～7（略）

（過料）

第八十三条 第二十八条第三項（第六十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十三条の八（第六十条の二第一項及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十六条第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において、第六十一条（第六十八条第五項において準用する場合

く命令で定める方式に違反しているとき。」とあるのは

- 「二の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反
- 「二 手続について商標法第四十条第二項の規定による登録料又

は同法第四十一条の二第二項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料（商標法第四十三条第一項又は第二項の規定により納付すべき割増登録料を含む。）を納付しないとき

と、同法第十八条の二第一項中「できないもの」とあるのは「できないもの（商標法第五条の二第一項各号（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に該当するものを除く。）」と読み替えるものとする。

3～7（略）

（過料）

第八十三条 第二十八条第三項（第六十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十三条の八（第六十条の二第一項及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十六条第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において、第六十一条（第六十八条第五項において準用する場合

を含む。)において準用する同法第七十四條第二項において、第六十二條第一項(第六十八條第五項において準用する場合を含む。)において準用する意匠法第五十八條第二項において、又は第六十二條第二項(第六十八條第五項において準用する場合を含む。)において準用する同法第五十八條第三項において、それぞれ準用する特許法第五十一條において準用する民事訴訟法第二百七條第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

#### 附則

##### (特許法の準用)

第九條 特許法第四十七條第二項(審査官の資格)、第四十八條(審査官の除斥)、第五十二條(査定的方式)及び第五十四條(訴訟との関係)の規定は、書換登録の申請の審査に準用する。この場合において、同法第五十四條第一項中「審決」とあるのは、「登録異議の申立てについての決定若しくは審決」と読み替えるものとする。

##### (特許法の準用)

第十七條 特許法第三百一十一條第一項、第三百一十一條の二第一項、第三百二十二條から第三百二十三條の二まで、第三百二十四條第一項、第三項及び第四項、第三百二十五條から第三百五十四條まで、第三百五十五條第一項及び第二項、第三百五十六條から第三百五十八條まで、第三百六十條第一項及び第二項、第三百六十一條並びに第三百六十七條から第三百七十條まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、書換登録についての審判に準用する。この場合において、同法第三百一十一條の二第一項中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における同項第三号に掲げる請求の理由についてされる」とあるのは、「商標法附則第十四條第一項の審判以外の審判を請

を含む。)において準用する同法第七十四條第三項において、第六十二條第一項(第六十八條第五項において準用する場合を含む。)において準用する意匠法第五十八條第二項において、又は第六十二條第二項(第六十八條第五項において準用する場合を含む。)において準用する同法第五十八條第三項において、それぞれ準用する特許法第五十一條において準用する民事訴訟法第二百七條第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

#### 附則

##### (特許法の準用)

第九條 特許法第四十七條第二項(審査官の資格)、第四十八條(審査官の除斥)、第五十二條(査定的方式)及び第五十四條(訴訟との関係)の規定は、書換登録の申請の審査に準用する。

##### (特許法の準用)

第十七條 特許法第三百一十一條第一項及び第二項、第三百二十二條から第三百二十三條の二まで、第三百二十四條第一項、第三項及び第四項、第三百二十五條から第三百五十四條まで、第三百五十五條第一項及び第二項、第三百五十六條から第三百五十八條まで、第三百六十條第一項及び第二項、第三百六十一條並びに第三百六十七條から第三百七十條まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、書換登録についての審判に準用する。この場合において、同法第三百一十一條第一項、第三百四十五條第一項、第三百六十七條及び第三百六十九條第一項中「第三百二十三條第一項又は第三百二十五條の二第一項」とあるのは、「商標法附則第十四條第一項」と、特許法第六十一條中「第三百一十一條第一項」とあり、及び同法第六十

求する場合における同法附則第十七条第一項において準用する特許法第三百一十一条第一項第三号に掲げる請求の理由について「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第三百四十五条第一項及び第六百六十九条第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法附則第十四条第一項の審判」と、同法第三百二十九条第一号、第二号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者、参加人又は登録異議申立人」と、同法第六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第六十九條第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法附則第十三条において準用する第四十四条第一項の審判」と、同法第六十八條第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

2 (略)

(特許法の準用)

第二十条 特許法第七十三条(再審の請求期間)並びに第七十四条第二項及び第四項(審判の規定等の準用)の規定は、書換登録についての再審に準用する。この場合において、同条第二項中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは、「商標法附則第十四条第一項の審判」と読み替えるものとする。

(審決等に対する訴え)

第二十二條 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第七十九條から第八十條の二まで(被告適格、出訴の通知及び審決取消訴訟における特許庁長官の意見)、第八十一条第一項及び第五項(審決又は決定の取消し)並びに第八十二

九條第三項中「第二百一十一条第一項又は第二百二十六條第一項」とあるのは「商標法附則第十三條において準用する第四十四條第一項」と読み替えるものとする。

2 (略)

(特許法の準用)

第二十条 特許法第七十三条(再審の請求期間)並びに第七十四条第三項及び第五項(審判の規定等の準用)の規定は、書換登録についての再審に準用する。この場合において、同条第三項中「第二百一十三条第一項又は第二百二十五條の二第一項」とあるのは、「商標法附則第十四條第一項」と読み替えるものとする。

(審決等に対する訴え)

第二十二條 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第七十九條から第八十二條まで(被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消し及び裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第七十九條中「第

条（裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第七十九条中「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」とあるのは、「商標法附則第十四条第一項の審判」と読み替えるものとする。

（特許法の準用）

第二十七条（略）

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条第一項、第十八条の二から第二十四条まで並びに第九十四条（手続）の規定は、書換登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条及び第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは、「商標法附則第十三条において準用する第四十四条第一項の審判」と読み替えるものとする。

（過料）

第三十条 附則第十七条第一項において、附則第二十条において準用する特許法第七十四条第二項において、又は附則第二十一条において準用する意匠法第五十八条第二項において、それぞれ準用する特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

百二十三条第一項若しくは第百二十五条の二第一項」とあるのは、「商標法附則第十四条第一項」と読み替えるものとする。

（特許法の準用）

第二十七条（略）

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条第一項、第十八条の二から第二十四条まで並びに第九十四条（手続）の規定は、書換登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条及び第十四条中「第百二十一条第一項」とあるのは、「商標法附則第十三条において準用する第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

（過料）

第三十条 附則第十七条第一項において、附則第二十条において準用する特許法第七十四条第三項において、又は附則第二十一条において準用する意匠法第五十八条第二項において、それぞれ準用する特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。